

2014 10/17 相続の いろは 意外な仕組み③

「死亡保険金に相続税はかかるのか」。相続税に詳しい税理士の阿保秋声氏は個人からよく聞かれる、こう答えることになっている。「節税には有効だが注意点もある」
亡くなった夫が契約していた生命保険から遺族に対して保険金が支払われたとしよう。保険金は

死亡保険、非課税は一定額まで

原則、相続税の対象だが、遺族の生活を守るために「500万円×法定相続人の数」という非課税枠が認められている。
残されたのが妻と2人の子供なら非課税枠は1500万円。保険金を受け取ったのが例えば妻だけであっても、1500万円分を保険金額から差し引ける。5000万円の保険金を受け取った場合、課税対象は3500万円になる計算だ。
契約の仕方には注意しよう。保険料を支払った「契約者」と、保険金の支払

契約の仕方に注意

生命保険は契約方法で税制が異なる

契約者(保険料負担者)	夫	夫
被保険者	夫	妻
保険金の受取人	妻	夫
税金	相続税(500万円×法定相続人数は非課税)	所得税・住民税

い事由の対象である「被保険者」が同一人物で、保険金の「受取人」は法定相続人でなければならぬ(表)。
前述のケースでは夫が契約者・被保険者であり、妻が受取人だった。とこ

るが表のようにも、夫が妻を被保険者として契約し、保険金を受け取った場合、その死亡保険金は夫の所得税

・住民税の対象となる。会社員が在職中に亡くなると、会社によっては「死亡退職金」が遺族に支払われる。生命保険と同様に「500万円×法定相続人の数」が非課税枠となる。(随時掲載)